

【法令研修】感染症対策研修②

実施日 年 月 日 事業所名

名前

目次

【法令研修】感染症対策研修②

1

障害をお持ちの児童と感染症

2

流行しやすい感染症

3

感染拡大の予防と発生

4

終わりに

※ UNICEF

- ▶ “障害をお持ちの児童は感染症になりやすい” のはなぜでしょう
記入してみましょう？

・マスクをしない

※ UNICEF

▶ “障害をお持ちの児童は感染症になりやすい” のはなぜでしょう？

- ・ 免疫力や病気に対する抵抗力が低い
- ・ 感染対策をとれない
(手洗い、うがい、マスクを嫌がる、いろいろな所を触る
色々な物を口に入れる)
- ・ 軽微な体調不良を周りに発信できない(「のどが痛い」など)
- ・ 感染源との関わりが多い
(保育園や学校等、他の教育・保育施設にも通っている)

▶ 障害児の通所施設は集団発生が起こりやすい

- ・長時間の集団行動や送迎車など、他の利用者や職員との接触度が高い
飛沫感染、接触感染が起こりやすい
- ・発症者の隔離や、トイレやおむつの交換場所を分けることが困難
- ・多少の体調不良では通所する
- ・ご家庭内で家族から感染し、事業所に持ち込まれる。

施設内に感染症の侵入を完全に阻止することは不可能です。
感染拡大の規模を最小限にすることを目標として対策をたてましょう。

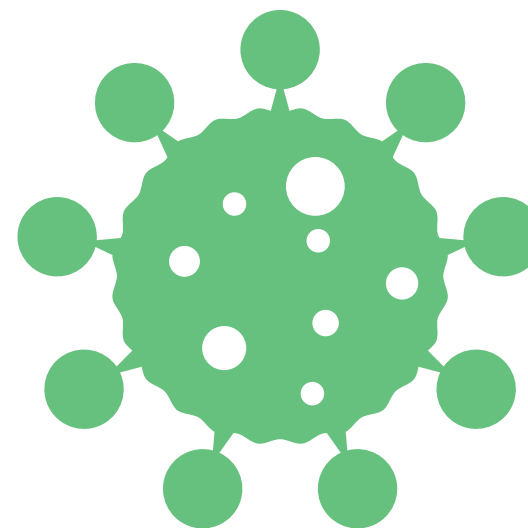
▶ 感染症を疑うべき症状

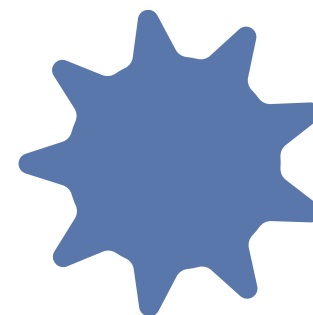
- ・ 発熱
- ・ 消化器症状：嘔吐・下痢など
- ・ 呼吸器症状：鼻水・咳・喀痰・咽頭痛など
- ・ 皮膚症状：発疹など鼻水



このような症状があるときは、感染症の可能性も考慮して対応しましょう。

- ▶ 新型コロナウイルス感染症
- ▶ インフルエンザ
- ▶ RS ウイルス感染症
- ▶ 溶連菌感染症
- ▶ マイコプラズマ肺炎



 “インフルエンザ”

インフルエンザウイルスを病原体とする気道感染症

【流行期間】 11月下旬頃から、1～3月にピーク

A型の後にB型の流行が起こりやすい

【感染経路】 飛沫感染（1～2mくらい飛ぶ）、接触感染

【潜伏期間】 1～4日

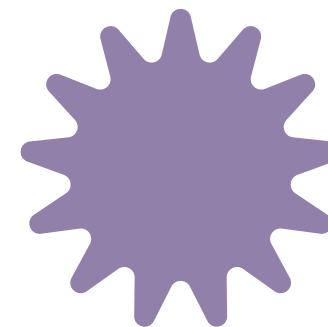
【 症状 】 突然の発熱（38° C以上）、頭痛、関節痛、倦怠感などの全身症状、
咳、鼻汁などの上気道炎症状

【感染期間】 症状がある期間（発病前日～発病後5日間は感染力あり）

【 治療 】 対症療法、抗インフルエンザ薬（タミフル、リレンザ、イナビル、ゾフルーザ）
※発症48時間以内の投与が有効。

▶ “インフルエンザ” の感染対策

- 手洗い
- マスク着用
- 加湿 (50~60%)、換気
- 消毒はアルコールが有効
- ワクチン接種は生後 6 か月から可能
- 感染を疑ったら早めの受診と適切な治療
- 登園基準は『発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで』



▶ “新型コロナウイルス感染症”

新型コロナウイルス（COVID-19）による感染症

【感染期間】 発症 2 日前から発症後 7 ～ 10 日間

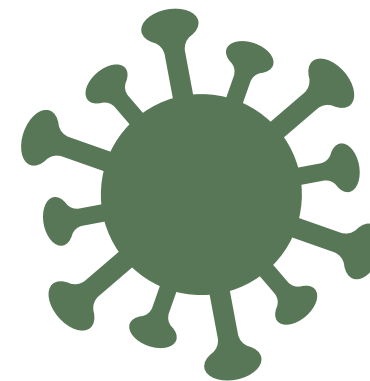
※ 特に発症後 5 日間が他人に感染させるリスクが高い

【感染経路】 飛沫感染、エアロゾル感染、接触感染

【潜伏期間】 2 ～ 3 日（オミクロン株では長くとも 7 日以内）

【 症状 】 発熱、咳、頭痛、嗅覚・味覚障害、咽頭痛、鼻汁などの上気道炎症状、
下痢、倦怠感 等

※ 無症状の人もいるが、他人への感染力はある



▶ “新型コロナウイルス感染症” の感染対策

- ・手洗い、マスク着用（2歳未満は未推奨）
- ・アルコールによる消毒
- ・3密（密閉、密集、密接）の回避
- ・早めの受診と適切な治療
- ・登園の目安は『発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること』
※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること

● 令和5年5月8日～感染症法上の位置付けが5類に移行

- ・外出等の制限なし

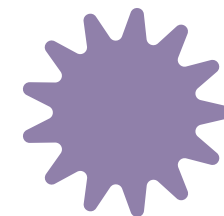
『感染症法に基づく感染した際の就業や日常生活の行動制限はなくなり、
外出を控えるかどうかは、個人の判断となる』

発症後5日間は特に他人に感染させるリスクが高い！！

⇒自主的な判断が基本となるが・・・

保育施設等のハイリスク者が生活する場における対応

- ・ハイリスク者対応として重点的に支援
- ・集団発生時は保健所に報告が必要



▶ “RS ウイルス感染症”

RS ウイルスによる感染症

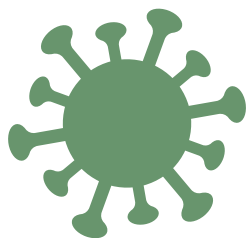
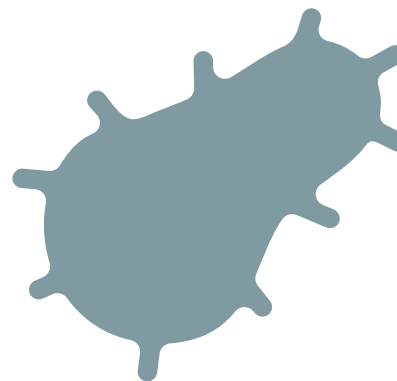
【感染経路】 飛沫感染、接触感染

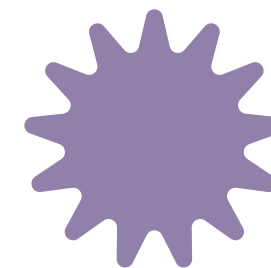
【潜伏期間】 4～6日

【症状】 発熱、鼻汁、咳、喘鳴、呼吸困難

生後6か月未満児は重症化しやすい

再感染・再々感染した場合に、症状としては軽い咳や鼻汁程度なので、感染に気付かず登園している場合がある。





▶ “RS ウイルス感染症” の感染対策

- 手洗い・消毒の徹底
外出後や食事前、帰宅後は、流水と石鹼で少なくとも20秒以上手を洗う。
アルコール製剤による手指消毒も有効。
- 施設内の環境消毒
ウイルスはドアノブやテーブルに長時間残るため、こまめにアルコールや塩素系消毒剤で消毒する。
特におもちゃ、手すり、共有スペースを重点的にケアする。
- 飛沫・接触感染の防止
咳や鼻水がある場合はマスクを着用する。
感染した子供が触れたタオルや食器を共有しない。
人混みを避ける。



▶ “マイコプラズマ肺炎”

「肺炎マイコプラズマ」という微生物に感染して起きる肺炎

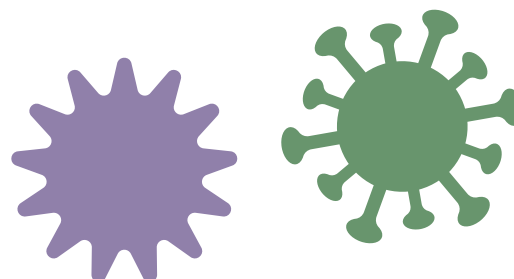
【感染経路】 飛沫感染、接触感染、家族内感染、再感染もあり

【潜伏期間】 2～3週間

【 症状 】 咳、発熱、頭痛の風邪症状がゆっくり進行し、徐々に咳が激しくなる。
解熱後も咳がしばらく続く。
肺炎が重症化することもある。

【 予防 】 マスク、手洗い、アルコール消毒

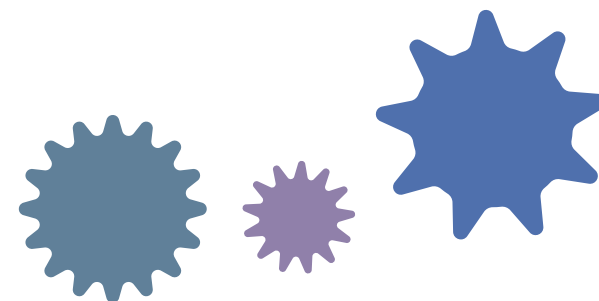
※ 登園のめやすは、『発熱や激しい咳が治まっていること』



▶ “マイコプラズマ肺炎” の感染対策

肺炎マイコプラズマという細菌による呼吸器感染症

- アルコールで消毒、次亜塩素酸ナトリウムでの消毒
- 玩具や手が触れる所の消毒
- 2歳までにほぼ100%の子どもが罹患する
- 治療は対象療法
- かかると重症化するリスクがある対象者であればワクチン投与ができる



▶ “溶連菌感染症”

溶血性レンサ球菌がのどに感染して起こる病気
多くの種類がある溶連菌の中で、原因の9割を占めるのがA群
春から夏にかけてと冬に流行しやすい

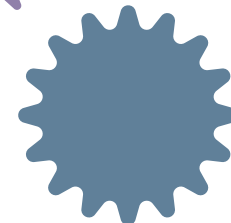
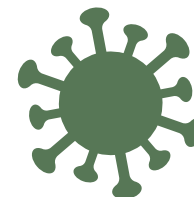
【感染経路】 飛沫感染、接触感染


【潜伏期間】 2～5日

【 症状 】 突然の発熱、咽頭痛。頭痛、胃腸症状（嘔吐、腹痛、下痢）咳、鼻水、倦怠感、筋肉痛、関節痛

舌が白いコケで覆われたようになり、2～5日後に赤くブツブツした『イチゴ舌』と呼ばれる状態になる。

かゆみを伴う発疹。1週間ほどで治まるが指先の皮膚がむけてくる。



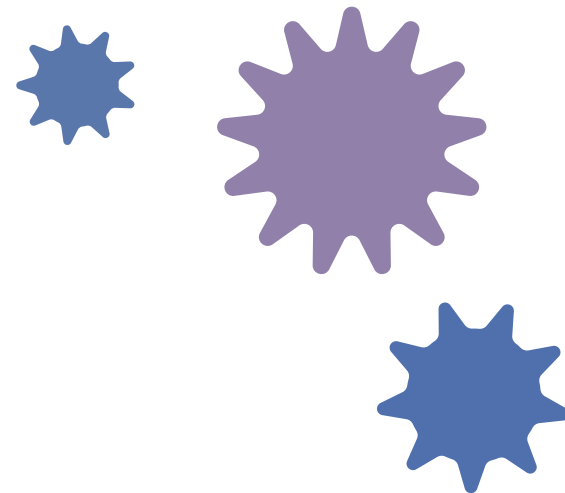
 “溶連菌感染症” の感染対策

感染力が強く、何度も感染する。不顕性感染からも感染する。

薬を内服すると24時間くらいで他人にうつらない。

大人にも感染する。

- 血液検査や簡易検査で診断される
- 抗菌薬を5～10日間内服する。内服後2日程度で症状はよくなるが、薬は飲み切る。
- 溶連菌は体内に残っているので、再発したり重篤な合併症を引き起こすことがある。
- 家庭での感染防止のためタオルの共用を避ける、手洗い、触れたものをアルコール消毒。

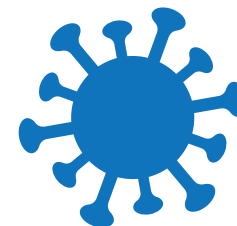


▶ 集団発生が起こったら、まずは終息に向けて全職員で取り組む

- ・ 環境消毒を強化する（薬剤の選定等、状況にあった消毒方法をおこなう）
- ・ 保護者への情報提供や児童の体調の聞き取り
- ・ 関係機関への報告・相談

▶ 日頃の予防が感染拡大を最小限に出来る

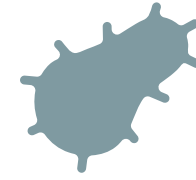
- ・ 手洗いは重要！！『1ケア1手洗い』（手袋を過信しない）
- ・ 受け入れ時に家庭での健康状態を確認
- ・ 家族の体調確認
- ・ 感染症のある期間の通所をしないよう保護者の協力を求める
- ・ 感染症の流行を保護者に周知する
- ・ 近隣の学校や（利用している）他施設等での流行状況などの情報収集
- ・ 職員の体調管理と確認（検温など）



▶ 感染症対策の確認

- 標準予防策はきちんと行われているか
- 初発患者の探知はできているか
- 患者発生時、施設内でどのように情報共有はできていたか
→感染症対策委員会
- 適切な感染症対応ができているか

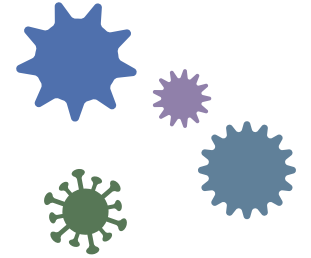
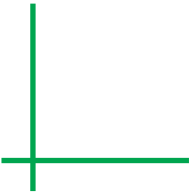
感染が起ころっても、慌てずに対応し拡大を防ぎましょう！！



4

終わりに

- ▶ 今回の研修で学んだことや取り組みたいことを書いてみましょう

A large, empty, rounded rectangular box with a black outline, intended for writing notes or reflections.

終わりに ...

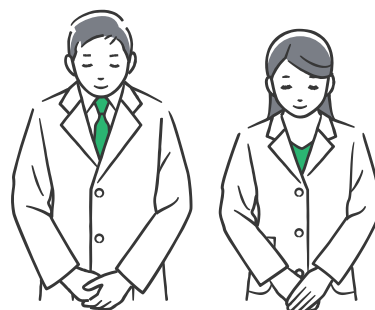
これで『感染症対策②』は終わりになります。

感染症の発生を完全に防ぐのは困難です。

本研修でもお話しした通り、対策の目標になるのは早期発見・早期対応を行い、感染症の拡大を防ぐことになります。

正しい感染症の知識を持って、適切な対応を行えるようにしていきましょう。

ご視聴、ありがとうございました。





参考・引用資料

- ・厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所における感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン」
- ・社会福祉協議会「感染症対応マニュアル」
- ・日本赤十字「感染症について」

